

令和6年度次世代育成支援対策施設整備補助金に係る協議について

令和6年1月29日
宮崎県障がい福祉課

1 現状

県では、障がい児・者福祉施設等の整備にあたって、国の補助金（社会福祉施設等施設整備費補助金及び次世代育成支援対策施設整備交付金）を活用していますが、国庫補助対象施設については、本県の障害福祉サービスのニーズに応じて、必要となる事業の対象を厳選して協議を行っています。

2 補助対象事業

児童発達支援センターの新築（定員増を伴うものに限る。）

3 実施主体

社会福祉法人、医療法人、公益社団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等の法人

4 国庫補助協議対象施設数（予定）

2施設

5 補助上限額（予定）

以下のアとイのいずれか少ない方の額

ア 18,000千円

イ 補助対象経費の実支出額に3/4を乗じて得た額

※ 令和6年度の予算については、現時点では未定ですので、上記補助上限額等に変更がある場合があります。また、国庫補助協議の対象施設となった場合であっても、国の予算の状況によっては、採択されない可能性がありますので、あらかじめ御了承ください。

6 事業の流れ（予定）

(1) 施設整備計画書の提出

法人は、別紙「提出書類一覧」に記載の書類を整備予定地の市町村障がい福祉所管課に提出します。市町村は施設整備計画に対する意見書を付して、県指導監査・援護課に施設整備計画書等を提出します。

※ 市町村への提出期限については、整備予定地の市町村障がい福祉所管課に御相談ください。市町村から県への提出期限は3月15日（金）です。

(2) 県障がい福祉課による補助要件等の審査及び順位付け（令和6年3月）

提出された施設整備計画について、別添「令和6年度宮崎県次世代育成支援対策施設整備補助金事前審査採点票」に基づき採点し、障がい福祉課として順位付けします。

なお、審査項目のうちひとつでも「審査対象外」に該当する項目がある場合には、その時点で、次の(3)の審査会に進むことはできません。

※ 必要に応じて追加資料の提出依頼や整備計画等に係るヒアリングを行う場合があります。

- (3) 「宮崎県社会福祉施設等整備及び法人設立審査会」による審査（令和6年3月下旬）
上記（2）で「審査対象外」とならなかった整備計画について、障がい福祉課における順位付けを踏まえて、当該審査会において総合的な評価を行い、国庫補助協議を行う対象施設（上位2施設）を決定します。
- (4) 国庫補助協議（令和6年4月）
上記（3）の審査会で決定した対象施設について、国庫補助協議を行います。
※ 国庫補助協議により、国から採択されて、はじめて国庫補助対象施設として決定されます。
- (5) 補助額の内示（令和6年6月頃）
県から法人に対して内示額を通知します。県内示の通知後に、法人は入札を行い、工事請負業者を決定します。
- (6) 補助金交付申請書の提出（令和6年7月頃）
県内示の通知後に、法人は県に対して補助金交付申請書を提出します。
- (7) 補助金交付決定（令和6年8月頃）
県から法人に対して補助金交付決定の通知を行います。
- (8) 工事着工（令和6年9月頃）
県交付決定の通知を受けて、法人は工事に着手します。
※ 県交付決定より前に、工事を開始することはできません。
- (9) 状況報告（令和6年9月頃、令和7年1月）
法人は工事着工の日から5日以内に、県に対して工事着工報告書を提出します。また、当該年度の1月に県に対して工事進捗状況報告書を提出します。
- (10) 実績報告書の提出（令和7年3月～4月上旬）
令和7年3月末までに工事を完了させ、法人は県に実績報告書を提出します。
- (11) 交付額の確定（令和7年5月）
実績報告書を精査し、県から法人に対して補助金の交付額の確定について通知します。
- (12) 補助金の交付（令和7年5月）
県から法人に対して補助金を交付します。